

## 枕崎市ふるさと応援寄附条例施行規則（平成20年10月3日規則第29号）

（趣旨）

第1条 この規則は、枕崎市ふるさと応援寄附条例（平成20年枕崎市条例第23号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例の規定に基づく寄附（以下「ふるさと応援寄附」という。）の手續及び基金の管理運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

（寄附金の受入れ等）

第2条 ふるさと応援寄附に係る寄附金（以下「寄附金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄附金は、枕崎市ふるさと応援寄附申込書（様式第1号）により受けるものとする。

3 市長は、寄附の申込みの目的又は收受した寄附金が公序良俗に反するものであると認めるときは、寄附金の受入れを拒否し、又は收受した寄附金を返還することができる。

4 市長は、前項の規定による取扱いをしたときは、その決定の理由及び経過を記録しておかなければならない。

（寄附金台帳の作成）

第3条 市長は、寄附金の適正な管理を図るため、条例第2条に掲げる事業ごとに枕崎市ふるさと応援寄附金台帳（様式第2号）を整備するものとする。

（事業の報告）

第4条 条例第11条の規定による公表は、市のホームページ及び広報紙への掲載その他の方法により行うものとする。

（雑則）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成20年1月1日以後に寄附を受けた寄附金について適用する。

附 則（平成24年3月16日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。